

三田市下水道事業会計規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年10月1日

三田市長 田 村 克 也

三田市訓令第5号

三田市下水道事業会計規程の一部を改正する訓令

三田市下水道事業会計規程（平成25年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

（企業出納員への委任） 第3条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、次の事務を企業出納員に委任する。 (1) 省略 (2) 支払いのため<u>小切手を振り出す</u>こと。 (3)～(4) 省略 （支払） 第30条 企業出納員は、支払伝票に基づき現金の支払、<u>小切手の振出</u>若しくは口座振替により債権者に支払をしなければならない。 2 省略 （隔地払） 第35条 企業出納員は、<u>隔地の債権者に支払をする必要があるときは、出納取扱金融機関に為替の方法によって送金させることができる。この場合において、債権者の指定する金融機関を支払場所としなければならない。</u> 2 前項の規定により<u>出納取扱金融機関に送金させるときは、「隔地払」の表示をした小切手を作成するとともに、隔地送金請求書を作成し、小切手受領書と引換えに出納取扱金融機関に交付するとともに、債権者に対して送金通知書を送付しなければならない。</u> （口座振替による支払手続） 第37条 企業出納員は、口座振替の方法により支払しようとする場合には、<u>小切手及び口座振替依頼書</u>を作成し、出納取扱金融機関に通知して行わなければならない。 2 <u>出納取扱金融機関は、企業出納員の口座通知によって振替を行ったものについて振替済通知書により翌日までに企業出納員に報告しなければならない。</u> （小切手の振出し） 第38条 企業出納員は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で<u>小切手を振り出さなければならない。</u> 2 <u>企業出納員は、小切手を振り出したときは、小切手振出済通知書により出納取扱金融機関に通知しなければならない。</u>	（企業出納員への委任） 第3条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、次の事務を企業出納員に委任する。 (1) 省略 (2) 支払いのため<u>払戻請求書を作成する</u>こと。 (3)～(4) 省略 （支払） 第30条 企業出納員は、支払伝票に基づき現金の支払若しくは口座振替により債権者に支払をしなければならない。 2 省略 （隔地払） 第35条 企業出納員は、<u>運輸交通の不便な地方の債権者の請求により、その住所又は居所に安全かつ確実な方法により、現金を直接送付することができる。</u> 2 前項の規定により<u>送金する場合は、債権者に対して送金通知書を送付しなければならない。</u> （口座振替による支払手続） 第37条 企業出納員は、口座振替の方法により支払しようとする場合には、<u>払戻請求書及び口座振込依頼書</u>を作成し、出納取扱金融機関に通知して行わなければならない。<u>ただし、電子機器を使用して口座振込依頼書の内容を送信するときは、当該依頼書の交付を要しないものとする。</u> （払戻請求書の作成） 第38条 企業出納員は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で<u>払戻請求書を作成しなければならない。</u>
--	---

3 <u>出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて小切手振出済通知書により翌日までに企業出納員に報告しなければならない。</u> (小切手の訂正等) 第39条 <u>小切手の金額は、訂正してはならない。</u> 2 <u>小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正する部分に二線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載し、小切手振出しに使用する印を押さなければならない。</u> 3 <u>書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかなければならない。</u> (小切手の支払済報告) 第40条 <u>出納取扱金融機関は、企業出納員の振出した小切手により支払を行ったものについて1月分をとりまとめ、支払済通知書により翌月3日までに企業出納員に報告しなければならない。</u> (小切手の保管) 第41条 <u>小切手の保管は、企業出納員が行う。</u> (領収書の徴収) 第42条 <u>企業出納員は、現金による支払若しくは小切手の振出しをしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書を徴さなければならない。</u> 2 省略 (支払小切手の整理) 第43条 <u>企業出納員は、毎月未支払小切手未払高を調査しなければならない。</u> 2 <u>経営管理課長は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。</u> (隔地払期間の徒過) 第44条 <u>企業出納員は、隔地の債権者に支払をさせるため出納取扱金融機関に資金を交付した場合において、当該資金の交付の日から1年を経過したときは、出納取扱金融機関に当該隔地の債権者に支払をしなかった旨を確認し、かつ、隔地払不能通知書とともに当該金融機関から当該資金を納付させなければならない。</u> 2 <u>第23条の規定は、前項の場合に準用する。</u> 別表(第15条関係) 資産勘定	2 <u>企業出納員は、払戻請求書を出納取扱金融機関に提出したときは、支払人たる出納取扱金融機関に、支払金額その他必要な事項を通知しなければならない。</u> (記載事項の訂正等) 第39条 <u>払戻請求書</u>の金額は、訂正してはならない。 2 <u>払戻請求書</u>の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正する部分に二線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載し、<u>払戻請求書</u>に使用する印を押さなければならない。 第40条及び第41条 削除 (領収書の徴収) 第42条 企業出納員は、現金による支払をしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書を徴さなければならない。 2 省略 第43条及び第44条 削除 別表(第15条関係) 資産勘定
--	--

款	項	目	節	(科目区分の説明)	款	項	目	節	(科目区分の説明)
省略					省略				
流動資産					流動資産				
	現金・預金					現金・預金			
		現金		現金、当座預金、支払期限 の到来した公社債の利札、 小切手、郵便為替証書、郵 便振替預金証書等			現金		現金、当座預金、支払期限 の到来した公社債の利札 等
省略					省略				

付 則

この訓令は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。